

社会福祉法人榛東村社会福祉協議会 評議員の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人榛東村社会福祉協議会（以下「法人」という。）定款第10条の規定に基づき評議員の報酬及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 評議員がその職務のため、評議員会及び視察研修会に出席したときは、報酬として日額1,500円を支給する。

2 榛東村の一般職員が前条に定める役員に就任した場合は、報酬は支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 評議員がその職務のため会議等出張旅費については、法人事務局職員の旅費に関する規程を準用する。

(報酬等の支給)

第4条 報酬等の支給は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 法人は、この規程をもって社会福祉法第59条2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2. 社会福祉法人榛東村社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償規程（平成22年12月6日施行、平成22年4月1日適用）は廃止する。